

公示番号：160389

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

案件名：県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2
（施工管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：施工管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年8月中旬から2017年1月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 3.50M/M、合計 4.25M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 派遣期間 帰国後整理期間
8日 105日 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月11日（月）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	灌漑開発に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：以下の資料のタンザニアに関する情報を参照願います。

「国別渡航情報一覧」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>

6. 業務の背景

タンザニアにおいて、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割を占めており、同国における経済成長の核であるとともに貧困削減の鍵となっている。

またタンザニアでは、2006 年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Program: ASDP)」の実施を通じて灌漑開発を推進しているものの、2014 年時点の灌漑農地面積は、約 46 万 ha の灌漑開発に留まっている。

タンザニア政府は ASDP の下、500ha 以下の小規模灌漑事業の実施主体を中央政府（国）から地方政府（県）へ移管し、県灌漑開発基金 (DIDF) を通じて灌漑開発の予算を県に配布し、灌漑開発を推進している。しかし、県による灌漑開発事業が困難であったことから、JICA は、県による自立的な灌漑事業の計画・実施を支援するために、技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (District Agriculture Development Plans :以下 DADPs) 灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」を 2007 年 1 月から 3 年間にわたり実施した。その中で、県灌漑技術者による灌漑事業の調査計画段階から設計、施工、維持管理に至る各段階を包括した作業、及び手順を定めた包括的灌漑事業ガイドライン（以下、「ガイドライン」）を策定した。これを踏まえて、JICA はガイドラインを全国に普及し、全国の灌漑技術者の事業実施能力を強化することを目的とする技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画」（以下、前フェーズプロジェクト）を 2010 年 12 月から 2014 年 6 月まで実施した。また現在、119 の灌漑スキームにおいて、新規灌漑施設の建設、既存施設の改修等を行い、コメを中心とする農業生産性の向上、貧困削減を目指す円借款事業「小規模灌漑開発事業」（2013 年 5 月～2017 年 3 月）が進行中である。

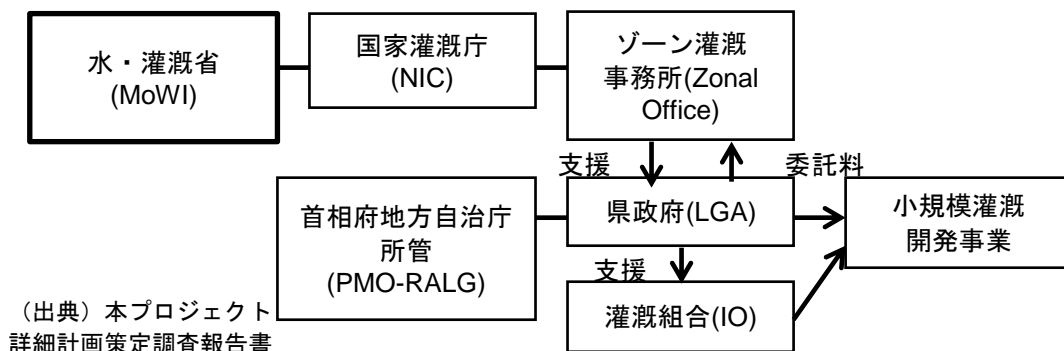
前フェーズプロジェクト終了後、灌漑開発事業はタンザニア政府により継続され、ガイドラインが活用されているが、新灌漑法が制定され、それに伴う灌漑行政の体制変更や、人材育成計画が新たに作成されるなど、タンザニアの灌漑行政にかかる実施体制に変化があった。また、整備された灌漑施設が持続的かつ計画的に利活用されるためには、施設の有効耐用年数の間、十分な機能を保持させる必要があるが、これまで、施工業者による責任施工やタンザニア側による維持管理が十分に行われてこなかったため、施設の良好な品質が確保されず、竣工後数年で破損する現状が散見された。これらのことは、施設の持続的な利活用に支障を来すのみならず、改修費用等タンザニア政府の財政にも負担が生じ、また灌漑農地面積が拡大できないことが課題となっている。

かかる状況を受け、タンザニア政府は、新灌漑法に基づく灌漑開発政策ならびに灌漑人材育成計画の実施を支援することで、灌漑人材の能力強化を目的とする「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2」（以下、「本プロジェクト」）の実施にかかる支援を我が国に要請し、JICA は 2015 年 8 月から 2019 年 8 月までの期間で協力を行っている。本プロジェクトでは、ゾーン灌漑事務所及び県灌漑事務所の灌漑技術者の灌漑計画・施工管理及び灌漑維持管理能力の向上を通じて、ガイドラインに沿った灌漑開発事業の改善・推進に向けた仕組の強化を図っている。その過程において、国家灌漑庁 (NIC) 及びゾーン灌漑事務所の灌漑技術者と JICA 専門家をメンバーとし、計画・施工及び維持管理に係るタスクグループ (TG) を設置し、ガイドラインに沿った灌漑開発システムの強化や標準設計マニュアル等の作成、また、施工管理に関しても、それぞれのレベルに即した施工管理マニュアルの整備や新たにモニタリングシートを作成し工事の適正な進捗管理に係る活動を実施している。なお、当国においては、発注者側及び施工業者側ともに細部に渡り設計図面通りに施工するとの認識に乏しく、設計図面に基づく施工管理や完成後の竣工図面の作成などの必要性を説くなど意識向上を図ることも重要である。

本専門家の派遣目的は、現地での施工管理（監理）の実態、施工管理（監理）上の問題点及

び課題等を制度面、技術面の両方から把握し、実際の施工現場において既存の施工管理マニュアル等を基にした施工管理の実践を通じて、現地で容易に適用可能な現実的かつ簡便なマニュアルを構築し、ゾーン灌漑事務所及び県事務所等による円滑な施工管理、また、施工業者による適切な施工品質保持に資することである。

なお、タンザニアにおける小規模灌漑開発事業の行政の実施体制を以下に示す。



7. 業務の内容

本業務従事者は JICA 担当職員及び本プロジェクトの長期専門家等と密な調整を図りつつ、次の業務を実施する。

(1) 国内準備期間 (2016 年 8 月中旬～2016 年 9 月上旬)

- ① 2002 年策定の全国灌漑マスタープラン、前フェーズプロジェクトに関する各種報告書、ガイドライン、本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書 (2015 年 1 月～2 月実施分の調査結果をまとめたもの)、灌漑事業モニタリングシート、現在実施中の円借款事業のコンサルティングサービスにより作成された各種ガイドライン、フォーマット、既存の施工管理マニュアル等の内容を把握する。
- ② 上記を踏まえて、既存の施工管理マニュアルの課題を抽出し、現地派遣期間に収集、及び確認すべき情報を検討し、関係機関 (NIC、ゾーン灌漑事務所、県灌漑事務所、灌漑組合) への質問票 (英文) を作成及び送付する。
- ③ 上記準備を踏まえ、JICA 担当職員と打合せを行い、現地派遣期間の業務方針を作成する。

(2) 現地派遣期間 (2016 年 9 月上旬～2016 年 12 月中旬)

- ① 本プロジェクトに派遣の長期専門家及び NIC と協議の上、現地派遣期間の業務内容の確認を行う。また、適宜 JICA タンザニア事務所に対し進捗報告を行う。
- ② NIC、ゾーン灌漑事務所 (7 箇所)、県灌漑事務所 (4 箇所程度)、灌漑組合 (4 箇所程度) 等関係者から聞き取り等を行い、(整備済)灌漑地区について以下の内容を中心に施工管理の実態を把握する。
 - イ 既存の施工管理基準の確認 (契約書、仕様書等)
 - ロ 上記施工管理基準に基づく施工管理の実施状況 (実態)
 - ハ 施工管理における各レベル (ゾーン、県、農家を中心とした地元実施組織 (PC)) 毎の役割分担
- ③ 上記②を踏まえ、工事実施中の地区 (1～2 地区を想定) を対象に、原則以下の各施工段階において、タンザニア側カウンターパート (CP) とともに施工管理の実践を通じてタンザニア側で実施可能な必要最小限の管理項目 (必須項目) の設定、管理方法 (完成後に目視確認が困難となる箇所の記録方法等を含む) 等について検討すると同時に、各レ

ベルの役割分担を明確化する。なお、下記③イ)、ロ)、ハ)、ニ)の施工段階での活動は次年度(雨季終了後)にも跨るものであり、特にハ)、ニ)に関する活動については、次年度での施工が主になることが想定されるため、今年の活動内容が次年度へ適正に引き継がれるよう配慮する。また、当国の灌漑施設整備工事においては、将来の適正な施設の維持管理の観点から、竣工図面を現地にあったものに適正に整理・保管することが肝要となることから、現時点で対応が遅れている竣工図面作成の手法もマニュアルに盛り込む必要があるなど、工事開始から完成までの一連の工程を網羅することが不可欠であることに留意する。

- イ) 施工範囲の確認、材料等の品質確認及び、自立的に安全対策を推進する意識を高めるための安全管理計画作成等の施工前段階
 - ロ) 掘削等の基礎工事段階
 - ハ) 構造物造成段階
 - ニ) 竣工段階(特に竣工図面の作成に留意)
- ④ 上記の活動内容を整理し、各レベルに実用的な簡便な施工管理マニュアルとして整備する。なお、可能な範囲で既存のマニュアルを修正することでこれに対応することとする。
 - ⑤ 上記活動の中で TG の他、関係する PC 等を対象に CP とともに技術セミナー/ワークショップ(WS)/OJT 等を各施工段階のタイミングで開催し、同施工管理マニュアルの成案を得ると同時に同マニュアル案を TG メンバーに周知する。また、各ゾーン 2~3 地区の PC への周知を想定している。なお、同マニュアル案については、次年度に実施を予定している竣工段階を経て最終化されるよう、次年度の活動へ適切に引き継がれるよう留意する。
 - ⑥ ⑤と同時期に、NIC 及びゾーン灌漑事務所が収集する施工業者に対して、CP とともに技術セミナー等を開催し、施工業者による責任施工の意識醸成を図る。
 - ⑦ 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関、JICA タンザニア事務所に報告・提出する。

(3) 帰国後整理期間(2016年12月中旬~12月下旬)

- ① 上記活動結果を取りまとめた専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に対し報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(3) 専門家業務完了報告書とする。

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワーク・プラン

和文 2 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

英文 3 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

(2) 現地業務結果報告書

英文 3 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部(JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD、写真データ等を含む)も併せて提出する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ/ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ/ドーハ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年9月3日～2016年12月16日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。なお、1月から5月は雨期のため、施工が困難な時期ですので、現地業務日程を調整する際は留意願います。

② 現地での業務体制

2015年8月から本プロジェクトに関して、長期専門家が派遣されています。本業務はこれら長期専門家と綿密な連携の下で業務を遂行することが求められます。本事業に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている関連する専門家のみ記載しています）。なお、総括/データベース専門家のデータベース業務は、灌漑スキームに係るデータ管理の改善案の提示・実証、改善案実施における仕組みの構築、さらに本専門家の活動を支援することです。

- ・総括/データベース（長期派遣専門家）
- ・計画・施工（長期派遣専門家）
- ・維持管理（長期派遣専門家）
- ・業務調整/研修管理（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

NIC内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-8459) にて配布します。

- ・「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」技術協力プロジェクト事業完了報告書
- ・「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト」専門家業務完了報告書
- ・包括的灌漑ガイドライン（これまでのフェーズで取りまとめている灌漑事業開発にかかるガイドライン）及びモニタリングシート（特に計画・施工）

- ・ 県農業開発計画（DADPs）灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書（2015 年 1 月～2 月実施分の調査結果をまとめたもの）
- ・ 円借款「小規模灌漑開発事業」施工監理マニュアル、財務マニュアル、施工段階のレポートリングシステム案
- ・ 既存の施工管理マニュアル

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書（Exemption Certificate:EC）または就労許可証（Work Permit:WP）を入国前に取得する必要があります。必要書類取得にかかる手続きについて、本業務実施契約（単独型）締結後、JICA タンザニア事務所よりお知らせします。申請に必要な書類は、旅券（写）、英文 CV、英文卒業証明書、写真（7 枚）となりますので、速やかに提出できるよう準備をお願いします。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載することとします。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上